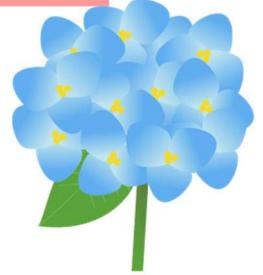


ハイライト：
・インボイス(適格請求書)制度について取り上げます。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
インボイス(適格請求書)制度に関して	1
源泉所得税改正	2

マスクの着用が任意になり、街中にも外国人旅行者の姿が目立つようになってきました。徐々に日常生活が戻りつつあることが実感できます。これからは熱中症等に気をつけてお過ごしください。

第94号では、消費税のインボイス制度等について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

インボイス(適格請求書)制度に関して

令和5年10月からいよいよインボイス制度が開始となりますが、よく受ける質問についてQA方式で解説致しますので、ご参考にして下さい。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる ケース

Q 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送と社員に支給する国内の出張旅費、宿泊費、日当等との関係について教えてください。

A まず、3万円未満の公共交通機関による利用料についてはインボイスは不要とされており、帳簿へ公共交通機関特例である旨を記載することで足りります。

社員が出張の立替精算をする場合、原則、会社宛のインボイスが必要となりますが、従業員宛のインボイスを従業員の作成した立替金精算書に添付する方式でも問題ありません。この場合、上記のとおり3万円未満の公共交通機関についてはインボイスは不要とされます。

なお、旅費規程等に基づく、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)の支払については、インボイスは不要とされており、帳簿のみの保存で仕入税額控除を受けることができます。会社の課税仕入れの相手となる従業員は通常インボイス発行事業者ではないため、このような特例が設けられています。

なお公共交通機関とは、船舶、バス、鉄道、軌道による旅客の運送とされており、飛行機やタクシーは含まれません。

代金から差し引かれる支払手数料の取扱い

Q 売手からの代金請求について、取引当事者の合意の下で買手が振込手数料相当額を請求金額から差し引いて支払い、売手が負担する商慣行があります。



この売手が負担する振込手数料相当額について、必要となる対応を教えてください。

A 対応方法としては次の3つが考えられます。

売上値引処理する場合

振込手数料相当額について、売手が買手から「代金決済上の役務提供を受けた対価」とする場合
買手が売手のために金融機関に対して振込手数料を立替払したものとする場合

については、令和5年度税制改正により、売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されることになりましたので、売手は返還インボイスを交付することなく、**消費税の処理において売上値引きとして処理すれば事足りることになります。**また、使用する科目も「売上値引」ではなく、従来通り「支払手数料」で問題ありません。

については、売手は買手からインボイスを交付してもらうか、売手から買手に仕入明細書を交付し買手の確認を受けることにより、売手が仕入税額控除の対象とすることが出来ます。

については、買手が金融機関から受け取った振込手数料に係る適格請求書及び買手が作成した立替金精算書等の交付を受けることで、売手が仕入税額控除の対象とすることができます。

10月1日前後の取引の取扱い

Q、令和5年10月1日前後の取引において、売手における売上げの計上時期と買手における仕入れの計上時期が異なる場合、適格請求書等の保存の要否についてどのように考えればよいですか。

A 売手における売上げの計上時期と買手における仕入れの計上時期が必ずしも一致しない場合がありますが、売手においてインボイス方式開始前に行った取引については、買手から当該取引についてインボイスの交付を求められたとしても、区分記載請求書を渡すことでもかまいません。もちろん令和5年10月1日前であっても、インボイスの記載事項を満たした請求書等を交付することには問題ありません。

ホームページもご覧ください。お役立ち情報を更新しています！

<https://my-naka.com/>

源泉所得税改正

税制改正の対象項目は数年先に適用されるものも多いのですが、特に気を付けたい源泉所得税の改正事項を改めてご紹介します。

令和5年4月1日以後適用

従業員の承諾を得ないと給与明細や源泉徴収票を電子で交付することは不可ですが、その承諾を得る確認方法として令和5年4月1日からは、「支払者が定める期限までに承諾に係る回答がない時は承諾があったものとみなす」旨の通知をあらかじめ従業員に行い、期限までに回答がなければ承諾したとみなして、給与明細等を電子交付することが可能となりました。

令和5年10月1日以後適用

令和5年10月1日以後は

完全子法人株式等(株式等保有割合100%)に係る配当等

配当等の支払に係る基準日において、発行済株式等の3分の1超を保有する内国法人の株式等に係る配当等

について源泉徴収が不要とされます。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

令和7年1月1日以後支払を受けるべき給与等について提出する分について適用

「給与所得者の扶養控除等申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされます。